

第4章 緑に関する解析・評価と課題

4.1 前回計画の評価・検証

緑地現況と前回計画（2010年（平成22年）3月策定）における目標水準を比較して評価を行います。

（1）緑地の確保目標水準

前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)			
目標年次(2020年(令和2年))における緑地確保目標量		市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合		達成率		達成率
16%	41%	13.6%	85.0%	40.0%	97.6%
		288ha		1,435ha	

※達成率：前回計画の目標水準に対する現況実績値の割合。以下同じ。

【評価・検証】

緑地の確保目標水準では、都市計画区域面積に対する割合は約40%となっており概ね目標水準を達成していますが、市街化区域面積に対する割合は14%に達しておらず達成率が85.0%となっています。

市域全体では緑地が多いといえますが、市街化区域では生産緑地地区等の減少により少ない状況が続いています。

（2）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)	
現況(2008年(平成20年))	目標年次(2020年(令和2年))		達成率
19.7 m ² /人	25 m ² /人	21.0 m ² /人	84.0%

【評価・検証】

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、過去10年間で増加していますが、目標水準に対しては不足している状況です。これは小規模な整備が多いためですが、今後とも計画的に整備を進めていくことが必要です。

(3) 都市公園の整備目標

	前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)	
	現況 (2008年(平成20年))	目標年次 (2020年(令和2年))		達成率
住区基幹公園	17.1ha	26ha	24.8ha	95.4%
都市基幹公園	12.0ha	27ha	12.0ha	44.4%
都市緑地・緑道	7.2ha	13ha	7.2ha	55.4%
合計	36.3ha (5.0㎡/人)	66ha (8.6㎡/人)	43.9ha (6.0㎡/人)	66.5%
広域公園	—	14.7ha	—	—

【評価・検証】

都市公園は、街区公園等住区基幹公園に関しては計画的に整備を進め増加していますが、都市基幹公園や都市緑地・緑道に関しては過去10年間で整備が進んでいません。これは前回計画で位置づけていた総合運動公園が整備されなかったこと、緑道に位置づけていた三河線跡地が近隣公園として整備されたこと等によるものです。

(4) 緑被率の目標

	前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)	
	現況 (2008年(平成20年))	目標年次 (2020年(令和2年))		達成率
市街化区域面積 に対する割合	17.3%	25%	19.0%	76.0%
都市計画区域面積 に対する割合	34.4%	39%	44.4%	113.8%

【評価・検証】

緑被率の目標では、都市計画区域面積に対する割合は約44%となっており目標水準を達成していますが、市街化区域面積に対する割合は達成率が76.0%と低くなっています。

公共施設の植栽や民有地緑化等により緑被面積は増えていますが、農地の減少等により大きな増加は見込めない状況です。

4.2 緑の解析・評価

(1) 評価の視点

本市の緑の現況を踏まえ、緑が都市において果たす「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能の観点により、緑地の評価を行います。

以下に、各機能の視点から見た緑地の果たす役割について示します。

環境保全機能の緑

- 河川・海岸やまとまった農地等、本市の骨格を形成する緑を評価
- 都市公園や、市街地内の農地、樹林地等、快適な生活環境を支える緑を評価
- 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和等、都市の環境負荷を軽減する緑を評価

レクリエーション機能の緑

- 市民と自然のふれあいの場となる緑を評価
- 市民の日常的なレクリエーションの場となる緑を評価
- 広域的なレクリエーションの場となる緑を評価
- 緑地間を結ぶ河川や歩行者専用道路等、ネットワークを構成する緑を評価

防災機能の緑

- 地震や洪水、火災等の災害防止・緩和機能を有する緑を評価
- 災害時の避難場所や避難経路、防災活動拠点等の避難体系に資する緑を評価

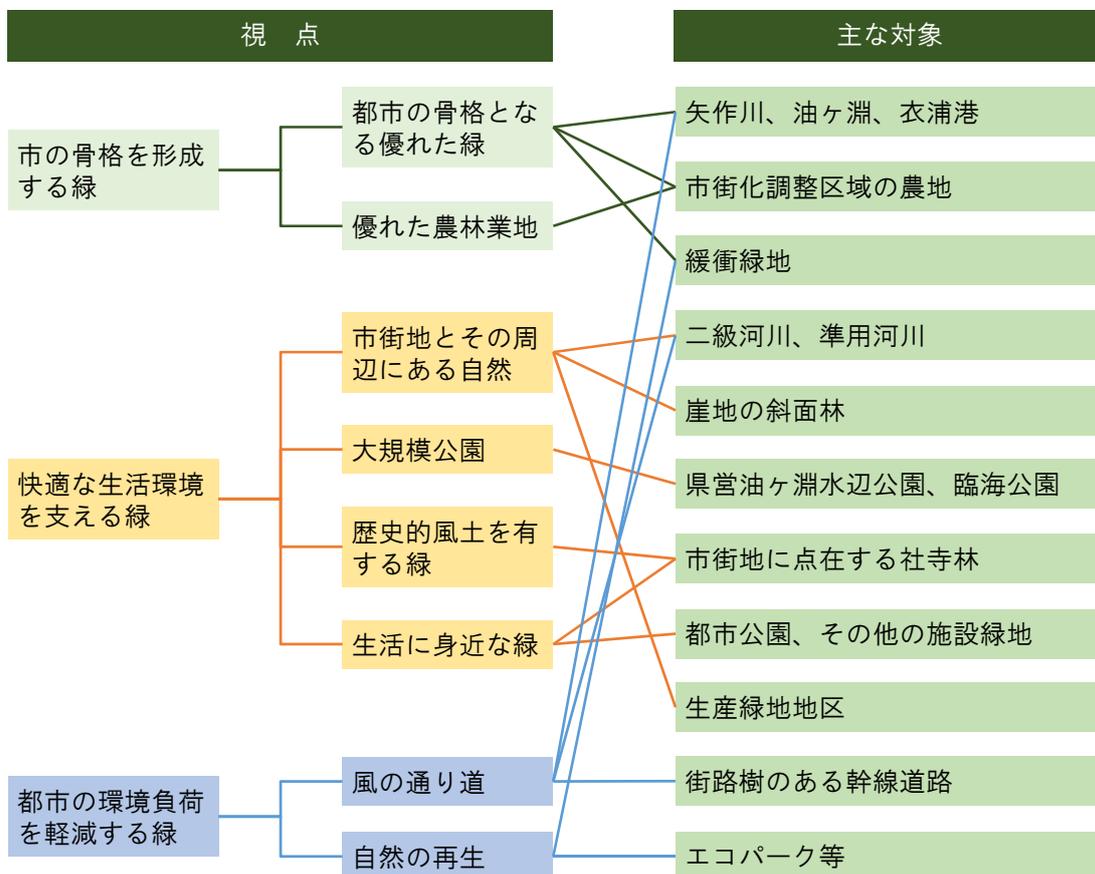
景観機能の緑

- 本市を代表する自然景観を形成する緑を評価
- 本市のランドマークとなる緑を評価
- 地区を代表する郷土景観を形成する緑を評価
- 良好な都市景観を構成する緑を評価

(2) 環境保全機能の評価

① 環境保全機能の緑の分類

環境保全機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 環境保全機能の緑の評価

市の骨格を形成する緑

- 市の四方は、矢作川、油ヶ淵、衣浦港及び広大な農地で囲まれており、本市の骨格をなす貴重な自然環境となっている。
- 市街化調整区域の農地は、生産力が高い農地であり、本市の貴重な生産基盤であるとともに、地域の貴重な自然空間となっている。

快適な生活環境を支える緑

- 市内を流れる河川や崖地の斜面林、生産緑地地区等の市街化区域内農地は、市街地とその周辺に残る貴重な自然環境となっている。
- 点在する寺社等の歴史的な緑は、樹齢も高く安定し、地域に密着した緑となっている。
- 都市公園の緑は、市民に潤いや憩いの場を提供する身近な緑となっている。

都市の環境負荷を軽減する緑

- 河川や海岸沿いの水辺空間は、風の通り道となりヒートアイランド現象の軽減に資する緑となっている。
- 緩衝緑地やエコパークでは、自然に近い状態での緑地が創出され、良好な都市環境の形成に寄与する緑となっている。

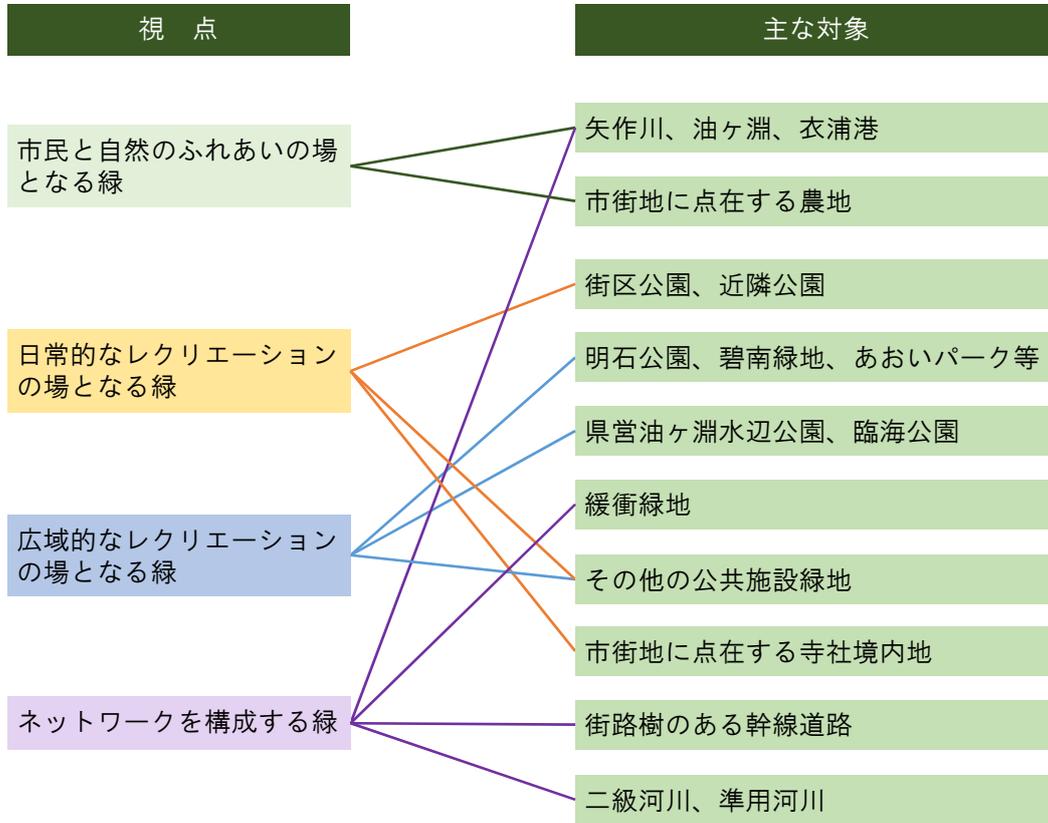


環境保全機能評価図

(3) レクリエーション機能の評価

① レクリエーション機能の緑の分類

レクリエーション機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② レクリエーション機能の緑の評価

市民と自然のふれあいの場となる緑

- 矢作川や油ヶ淵の緑は、多様な動植物が生息し、自然とふれあえる水辺空間となっているほか、河川敷等はレジャーの場として活用も期待される。
- 衣浦港の沿岸は、公園や緑地等として整備され、海を身近に感じられる水辺空間となっている。

日常的なレクリエーションの場となる緑

- 街区公園や近隣公園の多くは、市街化区域内に分布しており、市民にとって身近なレクリエーションの場となっている。
- 児童遊園やちびっ子広場は、主に小さな子どもたちに楽しまれ、地域住民に必要とされる日常的な緑地となっている。
- グラウンドやゲートボール場は、地域で身近にスポーツ等を楽しむレクリエーションの場として活用されている。

広域的なレクリエーションの場となる緑

- 県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場等新たな交流拠点としての整備が進められている。
- 碧南市臨海公園（総合公園）は、水族館や、体育館、野球場、テニスコート等運動施設を有し、また、区域の一部を再整備して現在も広域的な交流拠点となっている。
- 明石公園（地区公園）は、観覧車等大型遊具を有する公園であり、様々なイベントも開催され、多くの子ども連れのファミリー層の交流の場となっている。
- あおいパークは、産直市、体験農園、観賞温室等を通じて農業とふれあえる場となっている。

ネットワークを構成する緑

- 河川や幹線街路等は、点在するレクリエーションの場をつなぎ、利用効果を高める貴重な緑となっている。

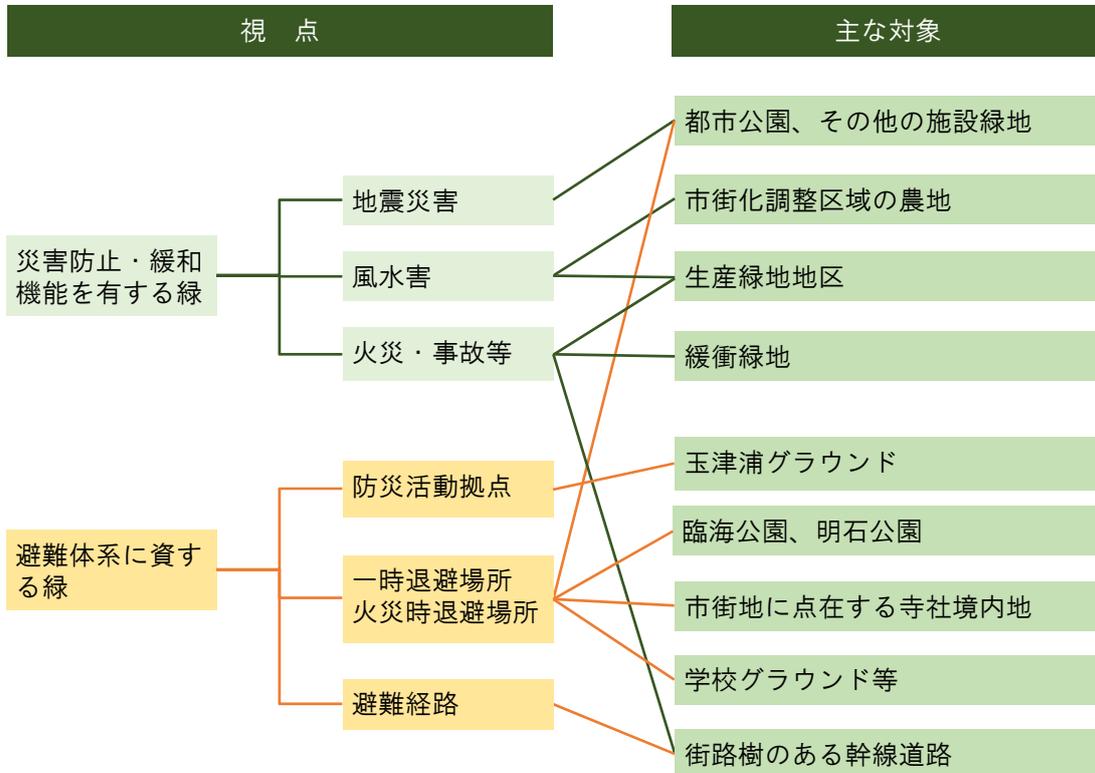


レクリエーション機能評価図

(4) 防災機能の評価

① 防災機能の緑の分類

防災機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 防災機能の緑の評価

災害防止・緩和機能を有する緑

- 市街化調整区域の農地は、自然災害の緩和に寄与する緑となっている。
- 河川や幹線道路の緑は、延焼の拡大を防止する役割等を果たしている。

避難体系に資する緑

- 玉津浦グラウンドは地区防災活動拠点に指定され、大規模災害時には広域的な応援を受けられる場合の活動拠点として活用されることとなっている。
- 臨海公園や明石公園、学校グラウンド等は火災時退避場所として、市街地内の寺社境内地は一時退避場所として指定され、災害時に市民の生命を守るための重要な緑地となっている。
- 国道247号や主要な県道・市道は緊急輸送道路に指定され、適切に管理された街路樹等の緑は延焼防止や家屋倒壊防止等、通行の安全性を確保する役割を果たしている。

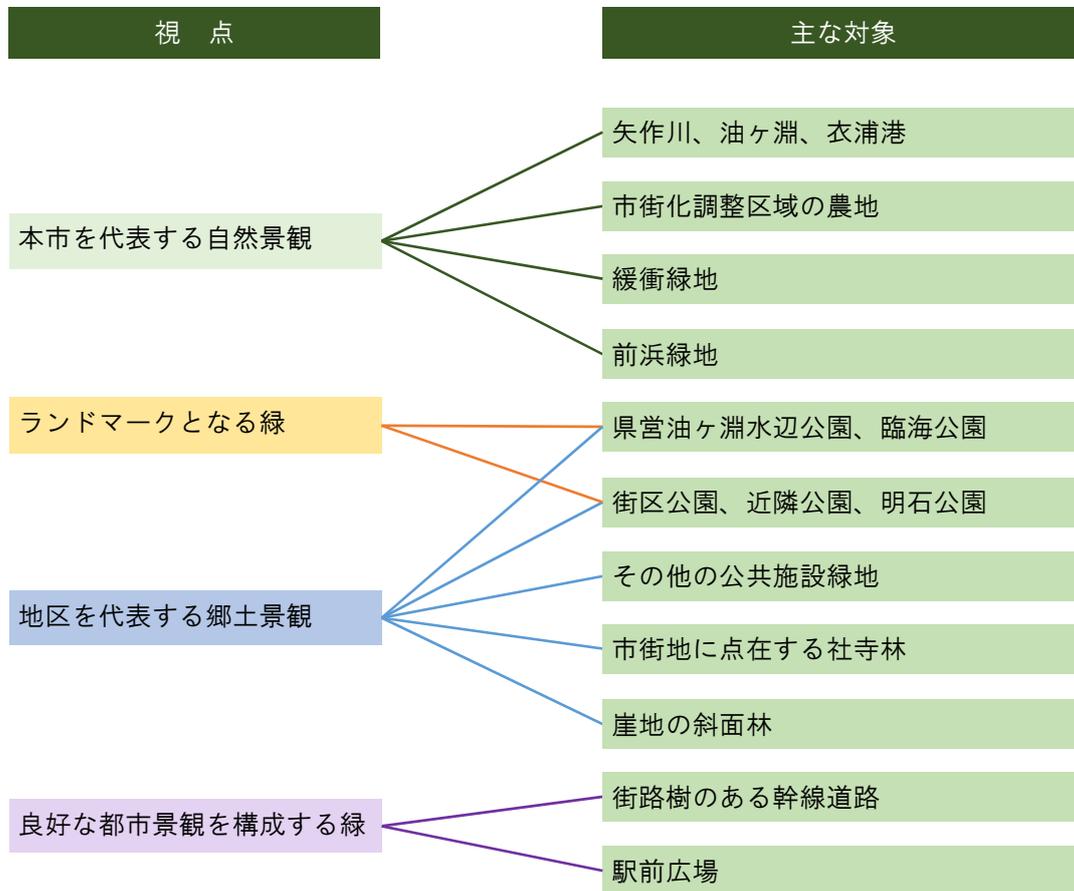


防災機能評価図

(5) 景観機能の評価

① 景観機能の緑の分類

景観機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 景観機能の緑の評価

本市を代表する自然景観

- 矢作川や油ヶ淵、衣浦港等の水辺及び市街化調整区域の農地は、本市の骨格を形成する緑であり、優れた自然景観を形成している。
- 前浜緑地の松並木は、本市を代表する緑であり、特色ある景観となっている。

ランドマークとなる緑

- 現在整備中の県営油ヶ淵水辺公園は、本市だけではなく地域を代表する公園であり、ランドマークとしての役割を果たすと考えられる。
- 臨海公園や明石公園等、市内の都市公園は、市街地内でまとまった緑を構成し、ランドマークとしての役割を果たしている。

地区を代表する郷土景観

- 市内の都市公園の緑は、都市のランドマークとしてだけでなく、地区を代表する郷土景観を有している。
- 市街地内に点在する寺社境内地の緑や、崖地に残る斜面林は、市の歴史や地形特性を身近に感じられる重要な景観となっている。

良好な都市景観を構成する緑

- 街路樹や駅前広場の緑は、市民の日常生活に緑を提供し、潤いのある都市景観を形成している。



景観機能評価図

4.3 緑に関する課題

(1) 課題の抽出

緑を取り巻く環境の変化や本市の緑の現況、市民意識や市民活動の状況、緑地の評価結果を踏まえ、次のように課題を抽出しました。

① 緑を取り巻く環境変化に関する課題

緑を取り巻く環境変化	課題
●緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を緑地政策体系に位置づけることを明確化	◆「農地」の具体的な保全・活用対策が必要
●特定生産緑地制度の創設。(生産緑地の所有者等の意向を基に特定生産緑地に指定された場合、市に買取り申出ができる時期が10年延長となる。)	◆特定生産緑地に関して、将来の買取り申出に備えた対応
●都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度(公募設置管理制度)の創設	◆民間事業者等が都市公園等の維持管理に参加できる体制の整備が必要 ◆PFI事業や指定管理者制度等、都市公園等の規模に応じた制度の運用が必要
●緑の基本計画策定の際の留意事項に生物多様性の確保の視点を追加	◆緑の基本計画に生物多様性の確保の観点を取り入れることが必要

② 緑の現況を踏まえた課題

緑の現況	課題
●矢作川、油ヶ淵、衣浦湾や、市街地外農地は、市街地を取り囲み、本市の緑の骨格を形成	◆本市の骨格をなす緑として、将来にわたって保全が必要 ◆本市を代表する緑として、市民が親しみ、ふれあえる環境整備が必要
●市街地内には、都市公園等の施設緑地のほか、社寺林や農地等民地の緑が点在	◆社寺林や農地は、市街地内の貴重な緑として保全が必要
●都市公園は、平成29年度末現在(供用予定も含む)で51ヶ所、約44haを整備	◆良好かつ安全な環境が維持されるよう、市民や民間事業者も含めた管理体制の構築が必要
●街区公園や近隣公園等、市民に身近な小規模公園は増加	◆身近な場所に公園がない地域もあることから、配置バランスに考慮した公園整備が必要
●市街化区域内の緑被率は約19%であり、臨海部の緩衝緑地のほかには小規模な樹林地が多数	◆市街化区域内の樹林地の保全のほか、屋上緑化・壁面緑化も含めた住宅地の緑化が必要
●市が管理する施設の平均緑化率は約9%。小規模な施設では植栽スペースの確保が困難	◆市民が日常的に利用する施設においては、植栽の整備のほか、屋上緑化や壁面緑化等様々な緑化方策の検討が必要
●市内の道路緑化(植栽・街路樹のある道路)延長は合計で約45km	◆緑のネットワークの構成要素として、緑化区間の延長とともに、維持管理体制の検討が必要

③ 市民意識や市民活動からみた課題

市民の意向・活動状況	課題
●公園や歩道等に緑を増やすこと、自然的景観や身近な水辺、緑地を保全することに関する意識が高い。	◆市民意向を踏まえた緑の施策の立案が必要 ◆緑に対する関心をさらに高めるため、普及・啓発施策の充実が必要
●「街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティア」に関して、60%近くが参加意欲がある。	◆市民がボランティアに参加しやすい環境・制度の整備が必要
●公園の数は約半数が足りていると感じているが、公園の利用頻度は低い。	◆地域住民の公園に対するニーズを把握し、利用しやすい公園へのリニューアルが必要
●身近な公園に対する要望が多様化している。	◆公園の利用者、管理者、施設設置者等が公園の利便性向上について協議できる場の構築が必要
●緑化団体では参加者の高齢化や活動参加者数の減少が進んでいる。	◆緑化団体の活動内容のPRや参加の呼びかけ等、活動の活性化に向けた支援が必要

④ 緑地の評価結果からみた課題

緑地の評価結果	課題
●矢作川、油ヶ淵、衣浦港の水辺は、市を代表する自然環境・自然景観を形成している。	◆良好な水辺環境の維持、親水空間の整備等が必要
●市街化調整区域の農地は、本市の生産基盤であるとともに貴重な自然空間を提供し、自然災害の危険防止や緩和にも寄与している。	◆農地の維持、農村環境の保全が必要
●臨海部の緩衝緑地は、市街地の環境負荷の軽減に寄与するとともに、事故災害等の被害拡大防止の役割を果たしている。	◆緩衝緑地の保全と適切な管理が必要
●都市公園やその他施設緑地は、市民のレクリエーションの場となるとともに、地域のランドマーク、避難場所等様々な機能を有している。	◆地域のニーズを踏まえた緑化や施設のリニューアル、適切な管理が必要
●市街化区域内の農地や寺社境内地は、市民に身近な自然環境を提供するとともに、レクリエーションや避難場所等の場としても機能している。	◆市街化区域内の貴重な緑として、適切な維持管理が必要

(2) 課題の整理

抽出した課題について、「保全」、「活用」、「創造」、「管理」の4つの視点から整理を行います。

① 「保全」に向けた課題

● 都市のシンボルとなる水辺緑地や崖地の斜面林の保全

矢作川や油ヶ淵、衣浦港は、本市の骨格をなす緑であるとともに、市民が自然とふれあうことができる貴重なレクリエーションの場となっていることから、本市にとって重要な緑として保全が必要です。

これらの資源は、水辺の花木や周辺の農地とともに、本市を代表する自然景観を形成しており、一体的な自然環境として保全が求められています。

また、高地と低地が生み出す崖地に残る斜面林は、本市の特徴的な緑として、緑地の保全に関する制度等を活用して保全することが考えられます。

● 生物多様性の確保に向けた緑地の保全・創出

多様な生物が生息・生育できる空間を保全・創出するために、市域を囲む矢作川、油ヶ淵、高浜川、蜷川等河川と、その周辺の農地等自然の緑を保全するとともに、動植物の移動空間となる河川や緑道等からなる水と緑のネットワークの充実が必要です。

● 市街地に点在する寺社の歴史的な緑地の保全

市街地に点在する寺社の樹林は、先人が残した貴重な緑として地域を特徴づける歴史的な緑であり、今後も保存樹林の指定等により継続的に保全することが必要です。

● 防災機能・保水機能の向上に向けた自然の緑の保全

市街化区域の生産緑地地区や街路樹、公園緑地は、自然災害の拡大を防止する防災機能や保水機能をもっており、機能向上に向けた緑の保全が必要です。

● 工業地域と市街地の緩衝のための工場植栽地、緑地の保全・管理の充実

工業地と市街地の緩衝となっている工場植栽地や緑地は、環境保全や防災上重要な緑として、緑地の保全と適切な維持管理が必要です。

② 「活用」に向けた課題

● 地域に密着した緑地の多面的な活用

街区公園や近隣公園、寺社境内地、グラウンド等は、日常のレクリエーションや地域の行事の場等、さまざまな活動の場として利用されており、多様なニーズに配慮した緑化や施設の充実・リニューアルが求められています。

また、これらの公園の利用案内や活動内容等を広く市民に周知するため、PR等の手法を検討する必要があります。

● 市を代表する公園緑地の広域的な利用促進

県営油ヶ淵水辺公園、碧南市臨海公園、明石公園、水源公園、碧南レールパーク等は、本市を代表する公園緑地であり、市内外の利用者を想定した広域的レクリエーション場として活用することが求められるとともに、地区のランドマークとして緑の育成が求められています。

● 自然の緑の多様な活用

矢作川や油ヶ淵等では水資源が充実しており、市を象徴する緑として、レクリエーションの場や景観要素として活用することが必要です。

市街地に点在する農地や周辺部の広大な農地は、生産緑地地区や農用地区域の指定により生産力の高い農地として保全するとともに、市民農園等としての活用が必要で

● 地震に備えた公園緑地の防災機能の強化

東海・東南海地震等の災害時には、避難場所に指定されている都市公園や寺社境内地、防災活動拠点となる小中学校は、防災上重要な緑地として位置づけられており、防災機能の向上が求められています。

③ 「創造」に向けた課題

● 地域バランスのとれた計画的な公園の配置

公園緑地の整備状況に地域差があるため、その改善に向けてバランスのとれた計画的な公園緑地の配置が求められます。近隣公園や街区公園等、地域住民にとって身近なレクリエーションの場として利用されている公園緑地については、地域の需要を勘案し、施設の充実や緑化の推進を検討することが必要です。特に、スポーツが楽しめる公園・広場や、地域における中規模公園の整備が求められています。

また、少子高齢社会の到来や、多様な生活スタイルの変化に対応し、誰もが安

全て安心して利用することができる公園緑地の整備が求められます。

● **市街地の道路や公共施設緑地における緑化の推進**

市街地の緑地は、快適な生活環境を支えるとともに、都市部のヒートアイランド現象の緩和に寄与する貴重な緑です。市街地に集積する公共施設においては、市民が日常的に利用する身近な空間であることから、積極的な敷地内緑化が求められます。また、市街地における緑のネットワークを形成するため、国道や県道等幹線街路の緑化を積極的に推進するとともに、市道の街路樹路線においては、道路の幅員や周辺環境に配慮しながら緑化を推進することが必要です。

● **大規模な民間施設への緑化の推進**

市街地において緑を確保するためには、公共施設だけでなく、民間施設の緑化が必要であり、事業者への緑化の周知と意識の醸成を図ることが必要です。

● **住宅地における地域住民参加の緑化の推進**

住宅地において、快適な緑環境を形成していくためには、ベランダや壁面における緑化等、積極的な取組が重要です。また、緑化に関する地域住民への普及活動や意識啓発活動を通じて、地域住民の参加による緑化を推進していくことが必要です。

④ 「管理」に向けた課題

● **市民の憩いの場となる公園緑地の維持管理**

街区公園、児童遊園、ちびっ子広場等の公園緑地は、地域の憩いの場であり、緑の保全と清掃等による環境美化が求められており、地域住民や団体との協働により、適正に維持管理することが必要となっています。

● **民間活力を活用した公園緑地の管理体制の構築**

公園緑地の管理に関しては、市民団体や民間事業者の活力を積極的に活用するため、多様な主体が参加できる管理体制の構築が必要です。

● **公園施設の計画的な維持管理**

既設の公園緑地の中には、整備後長期間経過し老朽化した施設や利用者ニーズから乖離した施設等もあるため、定期的な施設点検・補修・改修を計画するとともに、施設・設備の更新・リニューアルを計画的に進めることが必要です。